



商工いちばさまはなやま

第89号

発行所 一迫花山商工会 栗原市一迫真坂字高橋10番地 電話 本所(0228)52-3300 支所(0228)56-2068 http://www.ayame.miyagi-fsci.or.jp

発行責任者 佐藤倫治



年頭のご挨拶

会長 佐藤倫治

新年明けましておめでとうございませう。

昨年中は商工会事業の推進及び運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて昨年は、未だ収束の見えない新型コロナウイルス感染症拡大の影響に加え、国際情勢の悪化に伴う物価上昇、少子高齢化・人口減少の加速、後継者不足による事業承継難等、景気回復を阻む懸念材料が山積しております。地域の小規模零細企業にとって大変厳しい状況が続いております。

このような中、商工会では改正小規模支援法に基づく「経営発達支援計画」認定に伴う、「経営発達支援事業」の推進による小規模事業者の持続的発展や問題解決に向けた伴走型支援を実施しているところであります。

また、地域の中小・小規模事業者のコロナ禍克服に向けた経営計画の策定・実行を支援するため、商工会に相談窓口を設置し、国の緊急経済対策である「事業復活支援金」や、「小規模事業者持続化補助金」等の活用を通じて、支援体制の強化に努めて

参りました。

本年につきましても、商工会の重点事業であります巡回訪問等による会員事業所の向上支援として全国統一キャッチフレーズ「商工会は、行きます」聞きます「提案します」の実践と窓口相談業務等の充実を図り、地域経済の活性化事業に貢献するとともに、会員事業所の支援に尚一層努めて参る所存であります。

最後になりましたが、商工会は地域唯一の総合的経済団体として地域で頼りにされる商工会を目指して努力して参る所存でございますので、本年もご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。幸と地域の繁栄をご祈念申し上げます。



謹賀新年

本年も変わらぬお引き立ての程よろしくお願い申し上げます。

令和5年 元旦

一迫花山商工会

Table listing the board members of the Miyagi FSCI, including President Rintaro Sato, Vice President Ryoji Sato, and various directors and staff members.

令和4年度加入

新会員紹介

よろしく申し上げます

トマトハウス 夢風船

代表者 小野寺吉生 業種 トマト生産、販売 地区 長崎

株式会社 内藤電気工事

代表者 内藤 剛 業種 電気設備工事 地区 柳目

※令和5年1月1日現在会員数 247名(組織率84.3%)

事業者向け講習会

令和4年度制度改正等の課題解決環境整備事業

「改正電子帳簿保存法対応セミナー」

去る12月21日(水)、一迫花山商工会と宮城県商工会連合会が主催する「事業者向け講習会」を開催致しました。

講師には、税理士の塩野貴之氏を迎え、新型コロナウイルス感染症対策としてオンライン講義により開催。

講習会では「電子帳簿保存法対応について」をテーマに、令和4年に改正された電子帳簿保存法の概要及び要件、実務上のポイント等についてご講義をいただきました。

昨年同様オンラインによる開催となりましたが、講義では制度概要を分かり易く説明いただき、盛況のうち終了しました。



(最新の制度概要については、国税庁HPをご覧ください)

若手後継者等育成事業研修会

青年部コーナー

地域の振興と発展を担う若手後継者等の資質向上を目的とした「青年部若手後継者等育成事業研修会」を、去る12月12日(月)に開催致しました。

講師には東北大学名誉教授西野徳三氏を迎え、SDGs(持続可能な開発目標)をテーマにご講義をいただきました。

SDGsは経済面、社会面、環境面の幅広い課題の統合的な解決を目指すものであり、持続的な社会の実現のために民間セクターの積極的な関与が期待されています。

女性部コーナー

去る12月7日(水)、一迫ふれあいホール研修室において、女性部若手後継者等育成事業研修会を開催致しました。

講師には、フリーアナウンサーの石川太郎氏を迎え、「全国の経営事例から学ぶ 事業者の工夫を知ってまちを元気に」をテーマにご講義をいただきました。大型店に対抗すべき工夫をこらした取り組みを行った事業者



の成功事例を紹介していただき、お客様に対していかに「ときめき」(心を満たすわくわくする商売)をもたせるかについてを学び、笑顔と活気に溢れた研修会となりました。



令和4年分 青色申告決算・消費税個別相談のご案内

令和4年分の決算・申告時期に備え、適切な税務申告が行えるよう税務個別相談会を開催いたします。

【税務個別相談開催日程】

No.	種 目	開催月日	開催時間	開催場所
1	青色申告決算・ 消費税個別相談	2月27日(月)	10:00~16:00	一迫花山商工会館 (本所)
2		3月 3日(金)	10:00~16:00	
3		3月 8日(水)	10:00~16:00	
4		3月13日(月)	10:00~16:00	

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、本所のみでの開催となります。

- 個別相談会は青色申告者を対象に行います。
- 事業所得に係る各種の疑問・相談に個別に対応いたします。
- 税務申告(所得税・消費税)が出来るように個別に対応いたします。

【税務個別相談内容】

■内 容

青色申告者を対象にご指導いたしますので、帳簿、集計表、控除証明書等をご持参下さい。また、1人概ね1時間以内の限られた時間の相談になりますので、**集計等されたもの**をご持参下さい。

尚、消費税申告においては、所得税確定申告書必要書類のほかに、令和2年分・令和3年分の消費税確定申告書控をご持参下さい。

■講 師 東北税理士会宮城県北支部築館部会所属税理士

■相談料 無 料

■申込み 詳細のご案内は、2月初旬にお知らせいたします。
※税務相談指導は個別の相談となりますので
完全予約制になります。

■その他 新型コロナウイルス感染症予防の為、
マスク着用の上ご来館ください。
また、入館時の**検温・手指消毒**に
ご協力お願い致します。



令和5年10月1日から

『インボイス制度』が始まります!

令和元年10月1日に消費税率の引上げとともに消費税軽減税率制度が導入されていますが、令和5年10月1日からは適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入されます。軽減税率が導入されたことで、8%と10%の消費税が混在するようになったため、売り手と買い手双方が正確な税額を確認できるように導入される制度です。

事業を営むほとんどの方に関係し、導入する場合には申請・登録をして必要事項を記載した請求書を発行することなどが必要になります。

★ インボイス制度って何?★

インボイス＝「適格請求書」は、取引のとき、必要なものを購入する**買い手**と、それを売る**売り手**でやり取りします。「必要なもの」は物品だけでなく、サービスなども含まれます。**買い手**は、このインボイスがないと消費税の仕入税額控除を受けることができません。

※インボイスに必要な事項が記載され、取引相手が発行した請求書等を保存することで仕入れ税額控除を受けられます。ただし、簡易課税事業者の場合を除きます。

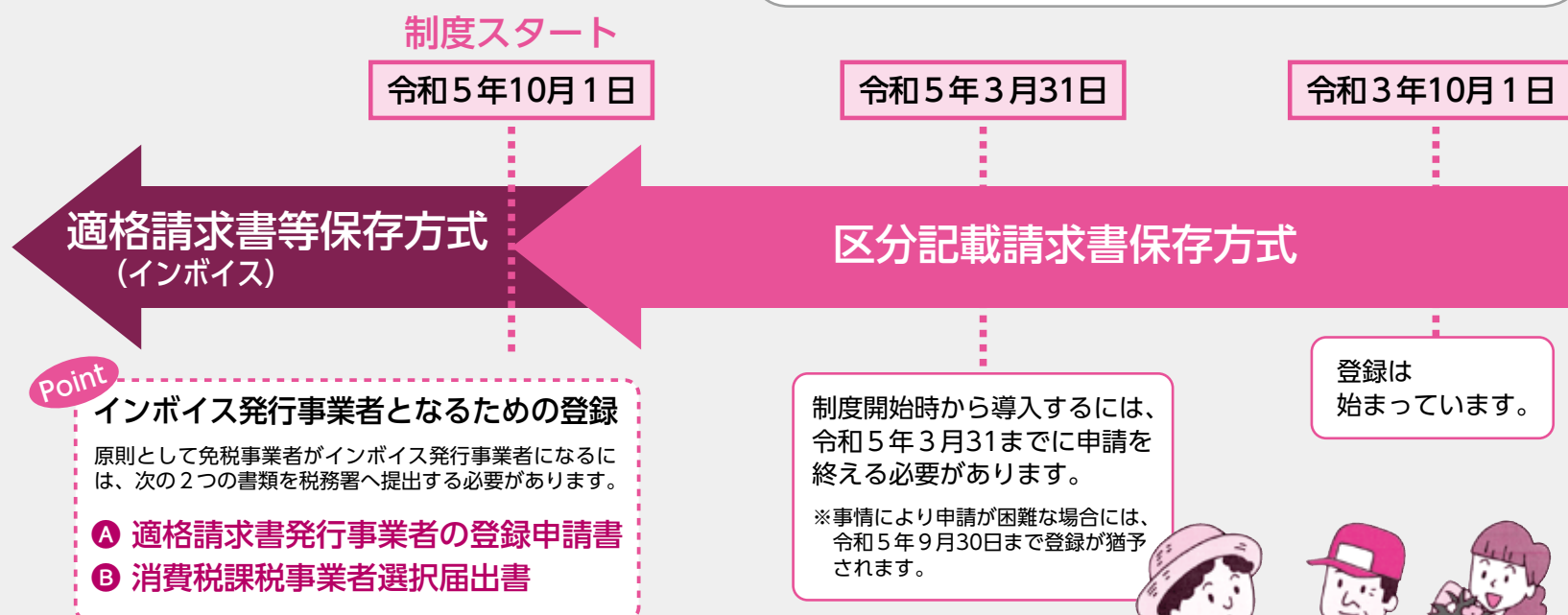
★ 適格請求書等保存方式(インボイス制度)って何?★

買い手 → 仕入税額控除の適用のために、原則として売り手から交付を受けた**インボイス(適格請求書)**を保存する必要があります。

売り手 → インボイス(適格請求書)を交付するためには、事前に**インボイス発行事業者(適格請求書発行事業者)**の登録を受ける必要があります。

→ 登録を受けると、※課税事業者として消費税の申告が必要となります。

※免税事業者のまま、インボイス発行事業者(適格請求書発行事業者)になる事は出来ません。



Point インボイス発行事業者となるための登録
 原則として免税事業者がインボイス発行事業者になるには、次の2つの書類を税務署へ提出する必要があります。

- Ⓐ 適格請求書発行事業者の登録申請書
- Ⓑ 消費税課税事業者選択届出書

★ 登録を受けるかどうかの判断について ★

(登録を受けるかどうかは事業者の任意です)

- ① **売上先(取引先)から、インボイスを求められるか検討・確認をしてみましょう。**
 - 課税事業者である売上先は、仕入税額控除のため、あなたが交付する**インボイスが必要**です。
 - 課税事業者であっても簡易課税制度を選択している売上先は、**インボイスが不要**です。
 - 一般消費者、免税事業者である売上先は、**インボイスが不要**です。
- ② **登録を受けた場合と受けなかった場合について、考えてみましょう。**
 - 登録を受けた場合は、**インボイスが交付でき、課税事業者として消費税の申告が必要**です。
 - 登録を受けない場合は、**インボイスを交付できませんが、課税事業者となる必要はありません。**

なお、売上先は、経過措置期間は仕入税額の一部が控除できます。(経過措置終了後は控除できません。)

- 必要に応じて、取引先(売上先や仕入先)と取引条件の見直しを相談するなども検討しましょう。また、逆に、取引先から相談を受ける場合もあり得ます。

◆詳しくは、「国税庁インボイス制度特設サイト」をご覧ください。
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>



★商工会では「一目でわかる!インボイスの手引き-実務篇-」を窓口で配布しております。(数量限定)

経営改善を図ろうとする小規模事業者の方々にバックアップするため、
無担保・無保証人・低利で融資する商工会の会員限定の融資制度です。

商工会の経営指導を受けている小規模事業者の方へ！

マル経融資制度をご利用下さい！

マル経融資3つの特長

1 担保不要！ 2 保証人不要！ 3 低金利！

申込の要件

- ① 商工会の経営指導を受けていること(原則6か月以上)
- ② 所得税、法人税、事業税等の義務納税額をすべて完納していること
- ③ 商工業者(最近1年以上事業を行っている事業者)
※日本政策金融公庫の非融資対象業種等は対象外

マル経融資制度 (小規模事業者経営改善資金融資制度)

融資対象	常時使用する従業員が商業・サービス業：5人以下、 製造業・その他：20人以下の事業者
対象資金	運転資金、設備資金
融資額	2,000万円以内(※1)
返済期間	運転資金 7年以内(据置1年以内) 設備資金 10年以内(据置2年以内) ※元金返済据置期間は、ご希望の期間に設定
融資利率	年1.30%(令和5年1月4日現在) ※最新の金利は商工会にご確認下さい！
融資機関	日本政策金融公庫(国民生活事業)

商工会の「経営指導」と「融資の推薦」を受けた方が利用できる制度です！
※1 1,500万円超の貸付を受けるには、事前に事業計画を作成する等の要件がございますので、詳しくは商工会までお問い合わせ下さい。

- **運転資金として** 仕入資金、手形決済資金、給与・ボーナスの支払いなど
- **設備資金として** 工場・店舗の改装資金、車両購入、機械設備の購入など
- **ご準備いただく主な書類**
個人企業：前年・前々年の青(白)色決算書、確定申告書、所得税・事業税・住民税の領収書
法人企業：前期・前々期の決算書、確定申告書、決算後6ヶ月を過ぎている場合は最近の試算表、法人税・事業税・法人住民税の領収書

新型コロナウイルス対策マル経融資(別枠)

R5.3.31まで

新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヵ月の売上高、または過去6ヵ月の平均売上高が前4年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している方

対象資金	運転資金、設備資金
融資額	1,000万円以内(別枠)
返済期間	運転資金 10年以内(据置3年以内) 設備資金 10年以内(据置4年以内) ※元金返済据置期間は、ご希望の期間に設定
融資利率	当初3年間 年0.4% 3年経過後 年1.30% (令和5年1月4日現在) ※最新の金利は商工会にご確認下さい！
融資機関	日本政策金融公庫(国民生活事業)

マル経融資などの金融や経営に関するご相談はお気軽に 一迫花山商工会まで！ ☎ 52-3300

(制度の詳細等は商工会までお問合せ下さい。)

お子さまの教育資金を国の教育ローン(日本政策金融公庫)がサポート！

高校、大学等への入学時・在学中にかかる費用を対象とした公的な融資制度です。

【ご融資額】 お子さま1人あたり350万円以内
【金利】 年1.95% 固定金利

※「母子家庭」、「父子家庭」、「交通遺児家庭」、「世帯年収200万円(所得132万円)以内の方」または「子ども3人以上の世帯かつ世帯年収500万円(所得356万円)以内の方」は年1.55%(令和4年11月1日現在)

【ご返済期間】 18年以内

【お使いみち】 入学金、授業料、教科書代、アパート・マンションの敷金・家賃など

【ご返済方法】 毎月元利均等返済(ボーナス時増額返済も可能)

【保証】 (公財)教育資金融資保証基金(連帯保証人による保証も可能)
詳しくは、HP(「国の教育ローン」)で検索)または教育ローンコールセンター

ハローコール
0570-008656 までお問い合わせください。
ナビダイヤル (または 03-5321-8656)



宮城県最低賃金について

県内の事業場で働くすべての労働者(臨時、パート、アルバイト等を含む)に適用される宮城県最低賃金は下記の通りです。また、①から③の業種に該当する事業場で働く労働者には、特定(産業別)最低賃金が適用されます。

宮城県最低賃金	最低賃金時間額	効力発生日
	883円	R4.10.1
特定(産業別)最低賃金	最低賃金時間額	効力発生日
① 鉄鋼業	983円	R4.12.15
② 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	919円	
③ 自動車小売業	946円	

贈って便利 もらって重宝 通年販売しております

一迫花山共通商品券をご利用下さい

商品券ご利用方法いろいろ

- ご入学、ご就職などのお祝いに
- お見舞い、仏事のお返しに
- スポーツの競技会やイベントの賞品景品
- お中元、お歳暮などの季節のごあいさつに
- その他お使いみちいろいろ

※有効期限は発行日より6ヶ月です。

※額面500円で、つり銭はお出しできませんのでご注意ください。

お問い合わせは 一迫商工振興会(一迫花山商工会館内) TEL 52-3300

★金融相談日のお知らせ★

- **相談日程** 1月26日(木)、2月8日(水)
2月22日(水)
- **相談時間** 午前10時～午後4時まで
- **場所** 一迫花山商工会 本所

※事業資金でお悩みの方は、お気軽にご相談下さい。

※ご相談の際は、あらかじめ電話等で予約の上ご来所願います。